

カード裏面印字システム賃貸借仕様書

1 目的

個人番号カード、在留カード（特定在留カードを含む）、特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む）（以下、「個人番号カード等」という。）を所有しているものが、住所変更等をした場合における個人番号カード等への記載事項変更内容を印字するためのシステム（以下、「システム」という。）の導入及び保守を行う。

2 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（地方自治法の規定に基づく長期継続契約とする。）

3 設置場所及び数量

和歌山市役所本庁1階市民課へ7式、7サービスセンターへ各2式の計21式を設置するものとし、設置場所の詳細は別紙1のとおりとする。

4 機能要件

(1) 機器

次の各条件にあった機器を用意すること。

- ① パソコンのスペックが、次のもので稼動するソフトウェア及び機器であること。
 - ・ O S : Windows11Pro(64bit)
 - ・ C P U : 2.5 GHz 以上の 64bit プロセッサ（ノート PC）
: 3.0 GHz 以上の 64bit プロセッサ（デスクトップ PC）
 - ・ メモリ : 8GB 以上
- ② 既に次の機器が接続済みのパソコンにおいても、お互いに干渉することなく稼動できること。
 - ・ PalmSecure - SL センサー スタANDARDセンサー FAT13SLD01
 - ・ 磁気カードリーダー FMV - MCR112
 - ・ Image Scanner fi - 65F
- ③ ソフトウェアのライセンスについては、必要数分用意し、任意のパソコンにインストールできること。また、パソコンの入替があった場合には、ソフトウェアの移行が可能であること。
- ④ 機器については、USB3.0 準拠以上での接続とすることとし、接続に要するケーブル等を用意すること。
- ⑤ 機器の接続に必要な USB 口数が2以上の場合は、その必要な口数を備える USB ハブ（USB3.0 準拠以上・バスパワー方式）を用意すること。

- ⑥ プリンタインク（リボン）は、初期動作用にセットされたものに加え、1つ予備を用意すること。
- ⑦ カードの挿入ミス等を防ぐため、機器本体は、ICリーダー、スキャナー、プリンタが一体となっていること。

(2) システムの機能

次の各機能を備えていること。

- ① 次の個人番号カード等の簡易真贋判定及び印字ができること。
 - ・個人番号カード
 - ・在留カード（特定在留カードを含む）
 - ・特別永住者証明書（特定特別永住者証明書を含む）個人番号カード等を機器に挿入した後に、ICチップの読み取り、券面の画像スキャニング、印字までの一連の処理を個人番号カード等を取り出さずに行えること。また、個人番号カード等を機器に挿入した際に、向きや表裏が適切でない場合は、自動で認識し、印字を行わない機能があること。
- ② 個人番号カード等のサインパネル枠を自動認識し、印字位置を指定できること。また、サインパネル枠に文字が記載されている場合、印字位置を自動的に記載文字の次の行から開始する機能を有すること。
- ③ 1行の印字範囲を超えた場合は、自動改行を行うことができること。
- ④ 個人番号カード等のサインパネル領域の1行につき2行印刷できる機能を有すること。
- ⑤ 印字文字サイズ、フォントの指定ができること。
- ⑥ 行政事務標準当用明朝のフォントを使用し印字できること。
- ⑦ 住所データ、定型文等の登録、呼出し機能を有すること。
- ⑧ 1つ前に印字した内容を次のカードにも利用できる機能を有すること。
- ⑨ 住所データ等について、CSVファイルからの外部取り込み機能を有すること。
- ⑩ 記載年月日の自動印字ができ、年月日は自由に変更できること。
- ⑪ 電子公印のデータを保存し、指定の位置に指定サイズでの自動押印機能があり、設定により押印無しも選択できること。また、カードごとに異なる電子公印データを設定できること。
- ⑫ 誤印字防止策として、印字前に印字位置及び印字内容をプレビュー画面に表示して確認できること。
- ⑬ 表裏券面の画像をスキャニングした際に、不要な個人情報等の記載部分をマスク加工し、画面上に表示させないことができること。
- ⑭ 記載された内容を訂正するために、訂正線を印刷する機能を有すること。
- ⑮ 今後追加される特定在留カード・特定特別永住者証明書に対応できること。

5 設置及び撤去

- ① 機器については、賃貸借期間の開始日までに、業務に支障のない日時に各設置場所へ設置し、かつ、システムが稼動しうる状態にセットアップ及び動作検証を完了すること。なお、既存機器の撤去との兼ね合いが必要であることに留意すること。
- ② 機器の設置の際に、各設置場所職員への操作方法等の説明をすること。
- ③ 賃貸借期間の終了時には、設置した機器等を撤去し、適法に処分すること。なお、処分するものに個人情報が含まれていた場合は、確実に廃棄をし、その旨を文書にて報告すること。

6 保守及びサポート

賃貸借期間内においては、システムが安定して稼動しうるよう次のとおり保守及びサポートをすること。

- ① 機器等に障害が発生した場合には修復及び動作検証等を行うこと。
- ② 障害発生時に連絡が取れる体制を構築し、連絡があった場合は各設置場所へ速やかに技術者等を派遣し、対応すること。
- ③ 設置場所での修復作業が困難な場合は、代替機を無償提供した上で機器を回収すること。
- ④ 障害対応時には、報告書を作成し、提出すること。
- ⑤ 対象機器の使用に関する問い合わせへの対応及び情報提供を行うこと。
- ⑥ パソコンの入替や周辺機器の変更があった場合の設定変更作業を行うこと。

7 留意点

- ・仕様書に記載の条件等を満たすために必要な費用は、全て賃貸借料に含んでおくこと。
- ・別紙1に記載の設置パソコン及び接続機器は、仕様書作成時点のものであり、変更となることもあるので留意すること。

8 疑義の質問

- ・入札者は、見積期間中に、仕様書において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項はメールで市民課長あて提出すること。メールアドレス：shimin@city.wakayama.lg.jp（市民課長宛）
- ・締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

・なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。質問時のメールに回答先の担当者及びメールアドレスを明記すること。

別紙 1

設置場所	台数	設置パソコン	接続済み周辺機器
和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市役所 本庁 1 F 市民課	7 式	モデル: LIFEBOOK A5513/N OS: Windows11 Professional CPU: Intel(R) Core(TM) i5-1235 SSD: 256 GB	• FAT13SLD01
和歌山市森小手穂 5 5 番地 東部サービスセンター	2 式	モデル: ESPRIMO D7012/N OS: Windows11 Professional CPU: Intel(R) Core(TM) i5-12500 SSD: 256 GB	• FAT13SLD01 • FMV - MCR112 • fi - 65F
和歌山市布施屋 4 1 番地 河南サービスセンター	2 式	同上	同上
和歌山市松江北 2 丁目 2 0 番 7 号 河西サービスセンター	2 式	同上	同上
和歌山市市小路 1 9 2 番地 3 河北サービスセンター	2 式	同上	同上
和歌山市三沢町 1 丁目 2 番地 中央サービスセンター	2 式	同上	同上
和歌山市直川 3 2 6 番地 7 北サービスセンター	2 式	同上	同上
和歌山市紀三井寺 8 5 6 番地 南サービスセンター	2 式	同上	同上

賃貸借契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、カード裏面印字システム（以下「賃貸物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は賃貸物件を甲に賃貸して適切な操作方法を指導し、甲はこれを賃借するものとする。

（賃貸物件及び設置場所）

第2条 賃貸物件及び設置場所は、次のとおりとする。

- （1）賃貸物件 別紙明細表のとおり
- （2）設置場所 別紙明細表のとおり

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は、月払いとし、各月の賃貸借料は 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は当該月分の賃貸借料について、翌月に甲に対して請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

- 2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（賃貸物件の引渡し）

第7条 乙は、第3条に規定する賃貸借期間の開始日までに、賃貸物件を第2条第2号の設置場所に設置し、稼動し得る状態にしなければならない。

- 2 前項の設置等に要する費用は乙の負担とし、賃貸借料に含むものとする。

（善管注意義務）

第8条 甲は、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

- い。
- 2 乙は、賃貸物件に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により賃貸物件を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

(通知義務)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

- (1) 第2条第2号の設置場所を変更するとき。
- (2) 賃貸物件の一部の取替え若しくは改造又は賃貸物件にほかの機械器具を取り付けるとき。

(賃貸物件の保守)

第10条 乙は、賃貸物件が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行うものとする。

- 2 前項の保守に要する費用は、賃貸借料に含まれるものとする。
- 3 第1項の保守を行わせるため、甲は、乙が派遣する技術員等を第2条第2項の設置場所に立ち入らせるものとする。

(料金の改定)

第11条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。
- 3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。)

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第14条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があっ

たとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賃貸物件の返還）

- 第15条 乙は機器の返還を受けた際は、機器に保存されている情報について、乙の負担と責任において、電磁的記録媒体を分解・粉碎・溶解・焼却・細断のいずれかの物理的破壊により確実に廃棄処分を行い、その結果を書面にて証明しなければならない。
- 2 甲は、この契約が満了したときは、賃貸物件を速やかに乙に返還しなければならない。
- 3 前項の賃貸物件の返還に要する費用は乙の負担とし、賃貸借料に含むものとする。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

- 第16条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

- 第17条 乙は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして第16条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（機密の保持）

- 第18条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

- 第19条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別紙明細表

設置場所	賃貸物件	台数
和歌山市役所 本庁1F 市民課		7式
東部サービスセンター	同上	2式
河南サービスセンター	同上	2式
河西サービスセンター	同上	2式
河北サービスセンター	同上	2式
中央サービスセンター	同上	2式
北サービスセンター	同上	2式
南サービスセンター	同上	2式

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。